オペラリア八千代運営規約

(名称)

第1条 本会は、オペラリア八千代(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、八千代市勝田台1-27-25ボウルズカフェに置く。

(目的)

第3条 本会は、音楽等のイベントを開催し、八千代市はじめ近隣の人々の豊かな心の醸成に資することを目的とする。音楽の夕べ実行委員会が、2012年7月より継続してきた一連の活動を継承し、運営主体を明確にすべく、2016年3月11日設立する。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1) 音楽等のイベントの計画の作成及び実施に関すること。
 - (2) 音楽等のイベントへの個人並びに企業等の協力及び参加促進に関すること。
 - (3) 各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業に関すること。

(組織)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する個人の会員をもって組織する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 若干名
- 2 役員は、総会において、会員のなかから選任する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

(入退会)

- 第 10 条 会員として入会しようとする者は、会員の推薦を受け、役員会の承認を得るものとする。
- 2 会員は、事業の実行に協力するものとする。本会は会費を設けず、会費納入の必要はない。
- 3 会員は、退会する旨役員会に通知し、任意に退会することができる。

(総会)

- 第 11 条 総会は会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2)解散
 - (3) 事業の変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5)役員の選任又は解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
- 3 総会の議長は、会長がこれを務める。
- 4 総会は、会員の過半数の出席により成立し、出席会員の過半数により議決する。

(役員会)

- 第12条 役員会は役員をもって構成する。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び、その他総会の議決を要 しない業務の遂行に関し、議決する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

附則

1 この規約は、2016年3月11日より施行する。